

【神奈川県】令和8年度の食品中の放射性物質検査計画

1 県内農林畜水産物の放射性物質検査計画

区分	対象区域	対象品目	検査の頻度等	1回の検体数	検査実施機関
農産物	県下全域	野菜類、果実類、茶等、県内の主要農産物	必要に応じて	必要数	民間検査機関
林産物	県下全域	原木しいたけ	年2回	1検体	民間検査機関
畜産物	県域	原乳	年4回	1検体	衛生研究所
水産物	県沿岸海域 (注1)	海産魚介類、海藻	1回/2ヶ月	3検体	民間検査機関
	相模川等 (注2)	内水面魚類： アユ、ワカサギ、 ニジマス	主要漁期に1回	1～2検体	

(注1) 県沿岸の漁港で水揚げされた魚種等を実施

(注2) 相模川、酒匂川等の漁業権が設定されている河川等の漁業権対象魚種を実施

2 県内に流通する加工食品等の放射性物質検査計画

区分	対象品目	検体数	検査実施機関
加工食品等	穀類加工品 野菜類加工品 等	10検体	衛生研究所

次の事項を踏まえ、検査する食品を選択する。

- (1) その食品又は主な原材料である食品の産地が国産であることが確認された食品であり、特に17都県(*)を産地とする、または、製造施設が所在する食品について検査を実施する。

- (2) 原因追求を可能とするため、加工度が低く、主原材料が単一である食品を中心に検査を実施する。
- (3) 対象施設における食品の管理状況を確認して、食品中の放射性物質検査が必要であると判断される食品について検査を実施する。
 - * 17都県：青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡

以上